総合研究開発機構法を廃止する法律案新旧対照条文

○国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一（第二十四条関係）	別表第一（第二十四条関係）
名称	名称
（略）	（略）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫
（削除）	総合研究開発機構
（略）	（略）
根拠法	根拠法
（略）	（略）
商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
（削除）	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
（略）	（略）

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法人の事業税の非課税所得等の範囲） 第七十二条の五　道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。 一～六　（略） 七　損害保険料率算出団体、地方競馬全国協会、日本自転車振興会、自転車競技会、日本小型自動車振興会、小型自動車競走会、高圧ガス保安協会、危険物保安技術協会、日本消防検定協会、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、日本電気計器検定所、日本勤労者住宅協会、広域臨海環境整備センター、原子力発電環境整備機構、証券業協会、商品先物取引協会及び自動車安全運転センター 八～十二　（略） ２～４　（略）	（法人の事業税の非課税所得等の範囲） 第七十二条の五　道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。 一～六　（略） 七　損害保険料率算出団体、地方競馬全国協会、日本自転車振興会、自転車競技会、日本小型自動車振興会、小型自動車競走会、高圧ガス保安協会、危険物保安技術協会、日本消防検定協会、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、日本電気計器検定所、総合研究開発機構、日本勤労者住宅協会、広域臨海環境整備センター、原子力発電環境整備機構、証券業協会、商品先物取引協会及び自動車安全運転センター 八～十二　（略） ２～４　（略）

○行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別表（第十二条関係） 名称 （略） 商工組合中央金庫 （削除） （略）	別表（第十二条関係） 名称 （略） 商工組合中央金庫 総合研究開発機構 （略）
根拠法 （略） 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号） （削除） （略）	根拠法 （略） 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号） 総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号） （略）

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一　公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一　次の表に掲げる法人 名称 / 根拠法 （略） / （略） 全国農業会議所 / 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号） （削除） / （削除） （略） / （略） 二　（略）	別表第一　公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一　次の表に掲げる法人 名称 / 根拠法 （略） / （略） 全国農業会議所 / 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号） 総合研究開発機構 / 総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号） （略） / （略） 二　（略）

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別表第二　公益法人等の表（第二条、第三条関係） 一　次の表に掲げる法人 <table><tr><td>名称</td><td>根拠法</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>全国農業会議所</td><td>農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）</td></tr><tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>二　（略）	別表第二　公益法人等の表（第二条、第三条関係） 一　次の表に掲げる法人 <table><tr><td>名称</td><td>根拠法</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>全国農業会議所</td><td>農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）</td></tr><tr><td>総合研究開発機構</td><td>総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>二　（略）

○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別表第三（第三条、第六十条関係） 一　次の表に掲げる法人 <table><tr><td>名称</td><td>根拠法</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>全国農業会議所</td><td>農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）</td></tr><tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 二　（略）	別表第三（第三条、第六十条関係） 一　次の表に掲げる法人 <table><tr><td>名称</td><td>根拠法</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>全国農業会議所</td><td>農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）</td></tr><tr><td>総合研究開発機構</td><td>総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 二　（略）

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一（第二条関係）	別表第一（第二条関係）
名称	名称
（略）	（略）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫
（削除）	総合研究開発機構
（略）	（略）
根拠法	根拠法
（略）	（略）
商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
（削除）	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
（略）	（略）

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別表（第二条関係）	別表（第二条関係）
名称	名称
（略）	（略）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫
（削除）	総合研究開発機構
（略）	（略）
根拠法	根拠法
（略）	（略）
商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
（削除）	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
（略）	（略）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第三十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
第百六十二条　削除	（総合研究開発機構法の一部改正） 第百六十二条　総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。 第九条を次のように改める。 （一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用） 第九条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、機構について準用する。